

< 特定医療費(指定難病)の医療受給者証をお持ちの皆様・申請予定の皆様へ >

特定医療費（指定難病）の 「寡婦（夫）控除のみなし適用」について

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

- ※あくまでみなし適用のため、市町村民税自体が減額されるものではありません。
- ※適用には申請が必要となりますので、各保健所又は愛媛県難病医療事務センターまでお問い合わせください。
- ※要件に該当するかを確認するため、戸籍全部事項証明書等及び誓約書を、負担上限月額の算定書類として提出していただく必要があります。
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、負担上限月額が減額されない場合があります。

<参考:自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

| 階層区分 | 階層区分の基準 | | 自己負担上限額 単位:円 (患者負担割合:2割、外来+入院) | | |
|-------|------------------------|-------------|-----------------------------------|------------|-------------------|
| | | | 一般 | 高額かつ 長期 | 人工 呼吸器等 装着者 |
| 生活保護 | - | | 0 | 0 | 0 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民税 非課税 | 本人年収 ~80万円 | 2,500 | 2,500 | 1,000 |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収 80万円超~ | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税 7.1万円未満 | | 10,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満 | | 20,000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 市町村民税 25.1万円以上 | | 30,000 | 20,000 | |